

静岡県告示第144号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次に掲げる土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

令和3年3月5日

静岡県知事 川勝平太

1 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

2 指定区域

静岡県富士市大淵字坂上1642番1の1の一部、字坂上1642番1の2の一部、字坂上1642番2の一部、字坂上1661番2の1の4の一部、

静岡県富士市大淵字丸山1663番1の一部、字丸山1663番2の一部、字丸山1664番1の一部、字丸山1664番2の一部、字丸山1666の一部、字丸山1667番1の一部、字丸山1667番4の一部 以上11筆

及び官無番地（道路、水路）